

平成28年第1回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	3
第1日 2月18日(木曜日)	
○議事日程	5
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
○職務のため出席した者の職氏名	7
開 会 (午前 9時09分)	8
○開会の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	38

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
○議案第23号、議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	55
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明	58
○次会日程の報告	62
○散会の宣告	63
散 会 (午後 1時47分)	63

第9日 2月26日(金曜日)

○議事日程	65
○出席議員	65
○欠席議員	65
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
○職務のため出席した者の職氏名	66
開 議 (午前 9時00分)	67
○開議の宣告	67
○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決	67
○町長挨拶	69
○閉会の宣告	70
閉 会 (午前 9時09分)	70

平成28年第1回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年2月12日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成28年2月18日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- (3) 千代田町行政不服審査会条例の制定
- (4) 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- (5) 千代田町課設置条例等の一部を改正する条例
- (6) 千代田町情報公開条例等の一部を改正する条例
- (7) 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
- (8) 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- (9) 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (10) 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例
- (11) 千代田町奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例
- (12) 千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (13) 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (14) 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (15) 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- (16) 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- (17) 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例
- (18) 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- (19) 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- (20) 平成 27 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- (21) 平成 27 年度千代田町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- (22) 平成 27 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (23) 平成 27 年度千代田町水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- (24) 町道路線の廃止について
- (25) 町道路線の認定について
- (26) 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- (27) 平成 28 年度千代田町一般会計予算
- (28) 平成 28 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
- (29) 平成 28 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
- (30) 平成 28 年度千代田町介護保険特別会計予算
- (31) 平成 28 年度千代田町下水道事業特別会計予算

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成28年第1回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成28年2月18日（木）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 5 議案第 2号 千代田町行政不服審査会条例の制定
- 日程第 6 議案第 3号 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 千代田町課設置条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 千代田町情報公開条例等の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 7号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 8号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 千代田町奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第18号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 7 年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度千代田町水道事業会計補正予算（第 4 号）
 日程第 2 6 議案第 2 3 号 町道路線の廃止について
 日程第 2 7 議案第 2 4 号 町道路線の認定について
 日程第 2 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度千代田町一般会計予算
 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 8 年度千代田町介護保険特別会計予算
 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度千代田町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	小 林 正 明 君
7 番	柿 沼 英 己 君	8 番	富 岡 芳 男 君
9 番	細 田 芳 雄 君	1 0 番	黒 澤 兵 司 君
1 1 番	青 木 國 生 君	1 2 番	福 田 正 司 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	坂 本 道 夫 君
財 務 課 長	椎 名 信 也 君
住 民 福 祉 課 長	森 茂 人 君

環境保健課長	柿沼孝明君
経済課長兼 農業委員 事務局局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	加藤政一君
教育委員 事務局局長	高橋充幸君
農業委員会 監査委員	服部慎衛君 白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	安西菜月
書記	大谷英希

開 会 (午前 9時09分)

○開会の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回千代田町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(福田正司君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の承認1件、規約変更1件、条例の制定1件、条例の改正14件、補正予算6件、町道路線の廃止及び認定各1件、人事案件1件、平成28年度予算5件であります。陳情についてはお手元に配付のとおり、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める陳情の1件が提出されておりますので、報告をいたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成27年度10月分、11月分及び12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 坂 部 議員

4番 襟 川 議員

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(福田正司君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日から26日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日から26日までの9日間と決定をいたしました。

本日の日程につきましては、議事日程のとおり日程第28まで議了し、日程第29から日程第33までの予算案件については、町長の提案説明を行い散会したいと思いますので、ご協力のほどよろしく願います。

なお、各課長、局長からの予算説明については、この後設置予定の予算審査特別委員会においてお願いをしたいと思います。

また、今会期中の町長発言については、自席による着座での発言を許可いたします。

それでは、引き続き議事を進めます。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が平成27年12月25日に施行されたことに伴い、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の要旨ですが、昨年12月の第4回町議会定例会におきまして可決されました議案第51号 千代田町税条例の一部を改正する条例中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法に係ります改正で、町税条例第51条の個人住民税の減免及び第139条の3 特別土地保有税の減免につきまして、個人番号の記載が不要となったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第4、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、群馬県市町村総合事務組合の組織団体に新たに群馬東部水道企業団が加わり、平成28年2月8日から事務の共同処理をすることに伴い、規約の別表に同企業団を加える規約変更につきまして、協議書の議決をお願いするものであります。

なお、この規約は群馬県知事の許可のあった日から施行し、平成28年2月8日から適用するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、原案どおり決すること

に賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第5、議案第2号 千代田町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第2号 千代田町行政不服審査会条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より改正行政不服審査法が施行されることに伴い、審査請求の審理における客観性・公正性の確保を目的とし、審査請求に対する判断の妥当性について審査を行う第三者機関を設置することが定められました。本町におきましても改正行政不服審査法の規定に基づき、第三者機関として行政不服審査会を設置するため、条例の制定を提案するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第2号につきまして詳細説明を申し上げます。議案書の制定文をご覧いただきたいと思います。

第1条の設置でございますが、行政不服審査法により審査会を設置することを規定いたします。この行政不服審査会は、常設のほか申立て事件ごとに設置が認められており、本町では過去における該当事例がほぼ見当たらないことから、申立て事件ごとに設置すると定めるものでございます。

第2条では、所掌事務を定め、第3条では、委員の人数を3名以内と定めるものでございます。

第4条では、委員の条件等について規定するものであり、第1項では、公正な判断力を有し、かつ優れた識見を持つ方に委員委嘱を行うと規定いたします。

第2項では、任期を規定いたしますが、当該委員の任期を委嘱日から審議終了までとするものでございます。

第3項では、解嘱の事由を定めるものでございます。

第5条では、委員に守秘義務を課すものでございます。

第6条では、会長の設置と選出方法、その職務を定め、職務代理についても規定するものでございます。

議案書の裏面でございます。第7条では、審査会庶務の所管を総務課とするものでございます。

第8条、委任でございますが、必要事項は、会長が審査会に諮り定めると規定するものでございます。

次に、附則第1項、本条例の施行日でございますが、平成28年4月1日といたします。また、第2項では、条例施行前でも準備が行えるよう、準備行為の規定をいたします。

第3項におきましては、非常勤特別職の報酬に当該委員を追加するものであり、報酬額については同様の審査を実施する情報公開、個人情報保護審査会の委員と同額とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町行政不服審査会条例の制定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第6、議案第3号 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第3号 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現行の条例は6条で構成され、旅費に関する具体的な説明等が表記されておらず、詳細につきましては国家公務員等の旅費に関する法律に準ずることとされ、理解しづらい面があることから、具体的な表記でわかりやすい条例とするほか、平成28年度から職員を派遣いたします群馬東部水道企業団の旅費条例との整合性を図るため、全部改正による所要の例規整備を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

ただいま町長から提案理由の説明がありましたように、本町の現行条例につきましては、法律の準用等により6条構成で簡略化され、理解しづらい面がありますので、これを精査し、改正案のように具体的に表記してわかりやすくすること、また来年度、群馬東部水道企業団への構成団体、各市町の職員派遣が予定されていることに伴い、職員間に不利益を生じさせないように、同企業団の旅費に関する条例との整合性を図る必要があることなどから、近隣市町の条例も参酌し、全部改正としたものでございます。

それでは、改正案の内容でございますが、議案書の改正条例案をご覧くださいと思います。

第1条の目的では、本条例の目的として諸般の基準を定め、公務の円滑な運営と町費の適正な支出を図ることを規定し、次の第2条の用語の定義では、本条例で使用する用語の定義づけを行います。

第3条の旅費の支給では、どのような場合に旅費の支給対象となるのかを規定いたします。

次のページをお願いいたします。第4条の旅行命令等では、旅行を行うためには旅行命令権者からの旅行命令等が必要な旨を、第5条の旅行命令等に従わない旅行では、第4条の例外について規定いたします。

下段から次のページにあります第6条、旅費の種類では、旅費の種類を規定し、また種類ごとに支給条件を規定いたします。

第7条から第10条につきましては、旅費の計算、日数など計算方法に係る内容について、具体的に規定いたします。

ページをめくっていただき、第11条から次のページの第17条まででございますが、第6条で規定いたしました旅費の種類に応じ、それぞれ支給する額について規定いたします。具体的には、鉄道賃、船賃及び航空賃については旅客運賃を、車賃については別表の額を、旅行雑費、宿泊料及び食卓料については別表の定額を支払う旨を規定いたします。

なお、15条の旅費につきましては、群馬東部水道企業団の規定と整合性を図るため、新規に規定をするもので、別表に定める額について宿泊の場合に支給し、宿泊を伴わない旅行の場合には、支給しない旨を定めるものでございます。

第18条の退職者の旅費では、第3条第2項第1号の規定により、職員が出張中に退職等となった場

合の旅費を、第19条の遺族の旅費では、第3条第2項第2号の規定により、職員が出張中に死亡した場合の旅費の取り扱いについて規定いたします。

下段から次のページにあります第20条、旅費の調整では、不当に旅行の実費を超えた旅費となる場合、または通常必要としない旅費の支給の調整について規定いたします。また、第2項において、職員が議員及び特別職の随行等の際には、町長との協議により旅費の調整ができる旨について規定いたします。

第21条の旅費の請求手続では、旅費の請求手続の方法について規定いたします。

第22条の委任では、必要事項は町長が別に定める旨を規定いたします。

最後に、附則でございますが、第1項で、本条例の施行日を平成28年4月1日といたします。また、第2項、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び第3項、千代田町特別職の職員の給与等に関する条例の別表に、それぞれ旅行雑費の欄を加えるとともに、表を整理する改正を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。議案第3号 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例、これについて質問をさせていただきます。

この条例につきましては、千代田町の職員並びに千代田町議会議員もこれに準拠するというふうに考えておりますが、これで間違いないでしょうか。これが1つ目です。

2つ目、議案書の後段で説明のある旅行雑費、1日につき1,600円とか2,200円とか書いてありますが、この数字の設定する根拠、細かい何円何十銭とかというのはいいのですが、主にどういう項目を考えて1,600円、あるいは2,200円の支給を設定したのかお伺いします。

3番目、食卓料、1夜につき2,600円、あるいは2,200円という記述がございます。この1夜につきということは、1晩につきということ解釈しますが、それでよろしゅうございますか。この質問の趣旨は、朝食並びに昼食、朝飯と昼飯、これは1夜につきということなのでそれに含まれないのかなというふうに思いますが、これについての解釈、これをお伺いします。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。議員あるいは特別職につきましては、職員に準じるということによりお願ひいたします。

それと、2点目の旅行雑費の関係でございますが、これにつきましては近隣市町あるいは太田市、あるいは群馬県、この辺の旅行雑費を参酌いたしまして適切であろうという1,600円という金額、それと議員あるいは特別職については2,200円という金額に設定させていただきました。

それと、食卓料につきましては、これは船賃及び航空賃に絡むものでございまして、そういう視察等の旅行の場合の宿泊を伴う場合に、船あるいは航空の中でその時間帯、ちょうど夕食の時間になった、あるいは昼食の時間になったという状態のときに、支出ができるものというふうに判断しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。

質問1については理解しました。2番目、近隣の自治体、あるいは組織がそのように設定しているから、近隣に倣ってという話でございますが、1,600円、2,200円、こういう財政支出の根拠は、ただ周りが出しているからそのように設定したというのでは、ちょっと町民は理解しがたいものがあると思うのです。具体的に何を何の目的でどういう種類の支出をするから2,200円、あるいは1,600円ですか、この雑費を支出するのだというものでなくてはいけないと思うのです。みんなで渡れば怖くない式で、周囲の方が、ちょっと言葉に語弊がありますが、近隣に不適切なところがあったとしても、我が町は適切な出費をせねばならないと思っています。ですから、その根拠はしっかりと出していただきたいと、このように思っております。

3番目の食卓料、船とかなんとかという話がありましたが、要は一般的には観光バス、あるいは鉄道、これで議会の場合には旅行するわけです。そのときに宿泊するホテルなりなんなりで供される食事代が2,600円、あるいは2,200円ということで考えますが、いかがでしょうか。もう一度伺います。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） 旅行雑費につきましては、やはり職員が広域の行政、あるいは組合、企業団等で業務をする場合に、他の町では支出があって、こちらの町では支出がないというようなことでは職員が不利益をこうむる、そういうこともございますので、今回新たに追加をさせていただいたものでございます。

それと、食卓料につきましては、条例において、あくまで船賃あるいは航空、これに限定されておりますので、通常のバス、そういうものでの出張については、これは対象になりませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（福田正司君） 坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） わかりました。ほかの市町村、自治体でこういう旅行雑費が制定されているのに、千代田町が制定されていないのでは不利益があるというようなご発言でございますが、私が申し上げているのは、必要な経費は認める、これは当然のことです。ただし、必要でない、根拠のない

ものをここへ盛り込んでおく必要はないのではないのでしょうかということなのです。ですから、盛り込むには普通どのくらいの金額をどの項目に従って設定したのだというような回答が欲しかったのです。

例えば私が昔担当していた行政の仕事で言えば、生活環境の関係がありました。地域のごみ捨て場、燃えるごみあるいは資源ごみ、これを管理する場合において、各行政区に支給される金額については、ほうきを買いなさい、ビニール袋を買いなさい、手袋を買ってください、あるいはそれに関係する類似のものについては認めますというようなことで、所定の金額が支出されていました。そのように品目の内容が明細に書いてあれば、これを盛り込むのはいいのですが、何となく盛り込んでおくのはよくないと思うのです。不利益だとか利益があるとかというのではなくて、ある程度の確たるものの名目をしっかりして金額は積み上げるべきだと、このように思います。これがやっぱり町民からの疑問につながると思うのです。あるいはこれが説明されて初めて町民が納得してくださる答弁になるかと思うのです。そのようにお願いしたいと思います。

きょうここで内容まで詳細に詰めてくださいというのはちょっと無理があらうかと思しますので、時間をかけてこの辺の詳細を見直しをしていただければと思います。これについてここできょう反対するつもりはございません。雑費につきましては、そのような考えを持っています。

食卓料につきましては、船と飛行機、そのときに使われるということの説明がありました。ということは、バスあるいは鉄道、これで旅行した場合の食卓料、夕飯代、昼食、朝食、夜食、これについての考え方はいかななものなのでしょう。お伺いします。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） あくまでも旅費の規定の中でいう食卓料につきましては、先ほど申し上げました条例のとおり船賃、あるいは航空賃に絡む旅行、視察研修の場合のみでございまして、ほかのものについては全く考えておりませんので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（福田正司君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第7、議案第4号 千代田町課設置条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第4号 千代田町課設置条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より、本町の水道事業が群馬東部水道企業団に統合されるに伴い、本町の課設置条例及び議会委員会条例並びに都市計画審議会条例におきまして、建設水道課の名称を水道事業を取り扱う前に使用していた都市整備課に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町課設置条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第8、議案第5号 千代田町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第5号 千代田町情報公開条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より改正行政不服審査法が施行されることに伴い、関連する本町の情報公開条例及び個人情報保護条例並びに情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして、一括して改正をするものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第5号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より改正行政不服審査法が施行されますが、その内容が公正性、利便性の向上等の観点から抜本的な見直しが行われているため、本町におきましても法改正に対応すべく関係条例の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元の資料の新旧対照表の左側の改正案をもとに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 ページ目の情報公開条例の改正内容でございますが、目次の不服申立ての文言を審査請求に改めるものでございます。これは、従来の手続として処分を行った機関に不服申立てを行う異議申立てと処分を行った機関の上級機関に不服申立てを行う審査請求と2種類の不服審査の手続が存在していましたが、利便性の向上を図るため審査請求に統一されることによるものでございます。

第15条第1項では、本条例の改正に伴い、引用条項にずれが生じることから引用条項を改め、第3項では削除するものでございます。

下段の第3章につきましては、名称を改め、2ページをお願いいたします。第19条では、新たに情報公開制度に係る審査請求について、行政不服審査法の規定の適用除外を定めるものでございます。これは、情報公開制度において従来より改正行政不服審査法の定める審理手続と同等の審理が行われており、改正法の趣旨による公平性は既に確保されていると考えられるため、現行制度を継続して運用することによるものでございます。

第20条では、現行の第19条と第20条の文言の整理を行い、結合したものでございます。第1項では、国において公開請求に係る不作為が審査請求の対象として追加されたため、条例においても同内容を定めるとともに文言の整理を行うものでございます。

第2項では、改正行政不服審査法において規定されている手続と同様の手続が行われるよう新たな項を設置し、規定するものでございます。

3 ページにかけてございます第3項では、文言の整理や諮問した旨の通知をするものを定義するものでございます。

第21条では、第15条第3項の規定の準用について、審査請求結果として全部開示の決定が行われたときを手続から除外するとともに、文言の整理を行うものでございます。

4 ページをお願いいたします。4 ページから6 ページにかけて個人情報保護条例の改正でございますが、内容につきましては、先ほどの情報公開条例の改正内容と同一の理由によるものでございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、8 ページをお願いいたします。情報公開・個人情報保護審査会条例の改正でございます。内容でございますが、第2条では、さきの情報公開条例及び個人情報保護条例の改正により、引用条項にずれが生じることへの修正及びマイナンバー制度による特定個人情報保護評価を実施した際に、審査会より意見を聴取できるよう規定するものでございます。

中ほどの第7条第4項から9ページの第9条にかけての改正につきましては、法改正による文言の整理を行うものでございます。

第10条につきましては、情報公開・個人情報保護審査会法の改正に伴いまして、町条例においても法律と同様の手続を定めるものでございます。具体的には、第1項におきまして審査会が審査請求人等からの資料提出があった際に、提出を行った審査請求人等以外の審査請求人等に資料の写しを送付することを規定いたします。

第2項では、審査会に閲覧を求めることができる資料に電磁的記録を追加いたします。

第3項におきましては、第1項の資料送付に当たり提出した審査請求人等の意見を聞くことを規定いたします。

10ページ、第12条でございます。これにつきましては、法改正による文言の整理でございます。

次の11ページでございますが、行政手続条例の改正でございます。第3条では、法改正による文言の整理を行い、第19条では、法律と同様の表現とするため改正を行うものであります。

なお、議案書にあります附則でございますが、第1項で本条の施行日を平成28年4月1日とし、第2項、第3項では、本条例施行日前の事例については従前の例による経過措置規定を設けるものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町情報公開条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第9、議案第6号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第6号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より改正地方公務員法及び改正行政不服審査法が施行されることに伴い、関連する本町の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の分限に関する手続及び効果に関する条例並びに職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、一括して改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第6号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月より改正地方公務員法及び改正行政不服審査法が施行されるため、本町におきましても法改正に対応すべく関係条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表の左側、改正案をもとに説明させていただきます。

1 ページ目の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正内容でございますが、改正地方公務員法におきまして、実績評価、能力評価の2本立てによる人事評価の実施が義務づけられたことから、第2号に新たに規定をするとともに、第9号より勤務成績の評定の文言を削除いたします。

また、第8号としまして、職員の退職管理の状況を追加いたしますが、これは退職職員が再就職をした場合における従前の業務への契約の働きかけが法改正により規制されたこと及び当該事例が発生

した場合には、公表が義務づけられたことによるものでございます。

第5条の改正につきましては、行政不服審査法の改正による文言の整理でございます。

2ページをお願いいたします。次に、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の改正でございますが、内容でございますが、改正地方公務員法により職員の降給の手続及び効果について条例で定めることとされたため、当該内容について定めるものでございます。

第1条では、条例の趣旨に降給について追加をいたします。第1条の3では、新たに降給の種類について規定をいたします。

第1条の4では、新たに降格の事由について、勤務成績不良、3ページをお願いいたします。心身の故障、適格性の欠如を定めるものでございます。

第1条の5では、勤務成績不良時に必要に応じ降号することができるよう定めるものでございます。

第2条では、見出し及び条文中に降給の手続について追加を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございますが、第1条では、地方公務員法の改正により引用条項にずれが生じるため、修正を行うものでございます。

第8条の2では、学校教育法の改正に伴い義務教育学校の前期課程が新たな学校の種類として規定されたため、職員の早出、遅出勤務が行える事由に追加するとともに、従来より対象であった特別支援学校の小学部についても、国の規制の見直しに合わせて条例に明記するものでございます。

なお、義務教育学校の前期課程とありますが、これにつきましては小中一貫校の場合の前期課程、小学校の部分のことをいうものでございます。

なお、附則関係でございますが、これは議案書にございますように、第1項で本条の施行日を平成28年4月1日とするものでございます。また、第2項では、人事行政の運営等の公表に関する条例について、平成27年度実績については従前の例によることとする経過措置を規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（福田正司君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第10、議案第7号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第7号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、千代田町固定資産評価審査委員会条例におきましても所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容になりますが、最初に審査の申出の関係では、住居、処分の内容の記載を追加します。また、代表者等が資格を失ったときは、書面にて届け出が必要となったものであります。

次に、電子情報処理組織を利用した弁明書も受け付けることとしたことや、複写の手数料の徴収と手数料の減免等が新たに新設されました。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第7号につきまして詳細説明を申し上げます。

本案は、町長提案のとおり、行政不服審査法が平成26年6月13日に、また行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されることに伴いまして、千代田町固定資産評価審査委員会条例につきまして所要の改正を行うものであります。

お手元に議案第7号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この新旧対照表により説明させていただきます。

表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、1ページ左側、改正案をご覧ください。第4条、審査の申出になりますが、第2項の第1号では居所が追加となり、第2号に審査の申出に係ります処分の内容が新設されました。

第3項におきましても居所が追加となり、関係法令を読みかえいたします。

第6項では、代表者等が資格を失ったときは、書面において委員会に届け出ることが規定されまし

た。

下段の第6条第2項では、2ページになりますが、情報通信技術利用法に規定します電子情報処理組織を使用して弁明された場合には、弁明書が提出されたものとみなすことが新設されております。

また、第5項では、審査申出人から反論書の提出があった場合は、町長に送付しなければならないことを規定いたしました。

第10条、また3ページの第11条につきましては、新設となりますが、第10条手数料の額等の第1項では、納付しなければならない手数料の額を規定し、第2項では、納付の形態を定めております。

第11条、手数料の減免の第1項では、審査申出人が経済的に生活困窮している場合、減額または免除できることを規定いたしました。

また、第2項におきましては、減額または免除を求める旨は、書面で提出しなければならないこと、第3項では、生活保護法によります扶助を受けている方につきましては、受けていることを証明する書面を添付することとしたものであります。

4ページをお願いいたします。第12条及び以下の条文につきましては、第10条及び第11条が新設されたことによりまして条ずれが生じたので、改正前の第10条を第12条と改正いたしました。

第13条、決定書の作成の第1項では、審査を決定した場合、決定書を作成することとなりますが、第1号主文から第4号理由まで記載することが新設されました。

第2項では、決定書の送付を審査申出人には正本、町長には副本と定めております。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成28年4月1日となります。適用区分でございますが、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産税課税台帳に登録された価格に係る審査の申出につきましては、なお従前の例によることとされております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第11、議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定が平成27年8月に人事院により勧告され、本年1月、国会において法改正が行われたことを踏まえ、本町におきましても国の人事院勧告及び群馬県の人事委員会勧告に準じた給与改定を実施するため、千代田町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

また、千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び千代田町特別職の職員の給与等に関する条例並びに千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例につきましても、期末手当の支給率が職員の給与条例に準じていることから、支給率の改定を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本道夫君） それでは、議案第8号につきまして詳細説明を申し上げます。

平成27年の人事院勧告により民間給与との格差是正のため給与引き上げ勧告がされたことを受け、本年1月に国会で法律が改正され、国家公務員の月例給与及び勤勉手当等の引き上げが行われることになりました。

また、群馬県では、国家公務員の給与改定を受け、県人事委員会勧告に沿った改定を行う予定となっております。

本町では、これまでも国、県の改正に倣い給与改定を実施してきたことを踏まえまして、今回所要の改正を行うこととしたものでございます。

内容につきましては、お手元の資料の新旧対照表、左側の改正案、これをもとに説明させていただきます。

1 ページの千代田町職員の給与に関する条例の第3条、給料表につきましては、次の第3条の2で新たに規定することから、第2項を削除するほか文言の整理をいたします。

第3条の2でございますが、これは新設の項目となりまして、従来規則で定めていた等級別の基準職務内容について、地方公務員法の改正により条例で定めることとされましたので、資料8ページのとおり、当該内容について条例上に別表第2として表記するものでございます。

また、第18条第2項では、勤勉手当の支給率を規定しておりますが、第1号では、新たに12月期の項目を設け、一般職員の支給率を0.85月、特定幹部職員、これは具体的には課長職が該当いたしますが、1.05月と支給率を設定し、本年度の支給月数を1.6月、特定幹部職員は2.0月とするものでございます。

第2号では、同様に、再任用職員の支給率を改正いたします。附則第8項では、特定幹部職員の勤務手当減額規定を改正するものでございます。55歳を超える特定幹部職員は、給料や期末勤勉手当などをマイナスする特例措置が行われておりますが、先ほどご説明をいたしました勤勉手当の引き上げに伴い、減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

資料3ページをお願いいたします。3ページから8ページまでは、町職員の給料表を改定するものでございます。改正後の給料表につきましては、平均0.3%の引き上げを行った群馬県の給料表に準拠しております。

9ページをお願いいたします。9ページから18ページまでの改正につきましては、主に平成27年4月より国において実施されている給与の総合的見直しに係る改正でございます。群馬県及び県内の大多数の自治体は、国と同時期の総合的見直しにつきましては実施を見送っておりましたが、今回の県の人事委員会勧告により、本年4月からの実施との勧告がされましたので、勧告に沿った取り扱いを実施すべく、必要な改正を行うものでございます。

第1条でございますが、地方公務員法の改正により条例で引用していた条項番号にずれが生じることから、当該条項番号を改めるものでございます。

その下、第16条の3でございますが、従来の管理職特別勤務手当では、祝日や休日のみが支給対象とされておりましたが、国の給与総合的見直しにより、平日深夜の勤務についても対象とすることとされたため、当該手当の支給につきまして条例に定めるものでございます。金額につきましては、国と同様に、休日勤務の50%を設定いたします。

10ページをお願いいたします。第17条の3でございますが、行政不服審査法の改定により引用条項を変更するものでございます。

第18条の勤勉手当でございますが、職員の人事評価を実施すること、またその結果について勤勉手当へ反映させることが地方公務員法の改正により規定されるため、条例上においても規定を行うものでございます。

その下、第2項第1号につきましては、改正文第1条において、職員勤勉手当の引き上げ改定を行

った際、6月期と12月期について異なる支給率を設定いたしました。来年度以降については支給率を平準化するため、一般職では0.8月、課長職では1月と統一するものでございます。

11ページをお願いいたします。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当の支給率を同様の理由により改めるものでございます。

附則第5項の改正では、特定幹部職員の給与減額規定の期限を定めるものでございます。この減額規定は、国の給与総合的見直しの実施により、平成29年度をもって廃止されることとされたため、町の条例においても明記するものでございます。

附則第8項では、次の12ページにかけてございますが、勤勉手当の支給率平準化に伴い、特定幹部職員の減じる額を算定するための率を改正するものでございます。

13ページをお願いいたします。13ページから18ページまでは町職員の給料表を改定するものでございます。改正後の給料表につきましては、平均で2.0%の引き下げを行った国家公務員の給料表に準拠しております。

以下、19ページでございますが、19ページの千代田町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、20ページの千代田町町長及び副町長の諸給与条例に、21ページの千代田町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の改正につきましては、期末手当の総支給月数が職員の期末勤勉手当の総支給月数と同一月数に設定していることから、平成27年12月期に支給いたしました期末手当を2.125月から2.225月に改正し、職員と同様に0.1月分を引き上げるものでございます。

また、平成28年6月期からの支給率につきましては、職員勤勉手当の支給率平準化により期末手当支給率の改正を実施するものでございます。

改正条例の附則につきましては、議案書にありますが、附則第1条で、施行日は公布の日からとしておりますが、改正文の第1条につきましては、平成27年4月1日からの適用、第3条の議員期末手当、第5条の町長、副町長の期末手当、第7条の教育長期末手当の改正は、平成27年12月1日から適用するものでございます。

また、給与の総合的見直しの規定や来年度以降の手当支給率を定めた改正文第2条、第4条、第6条、第8条及び附則第4条から第7条までにつきましては、平成28年4月1日より施行いたします。

附則第2条及び第4条では、給料表の切りかえに伴い不均衡が生じる場合に調整が行えるよう規定をいたします。

附則第3条では、遡及適用により生じた差額について支給ができるよう給与等の内払い規定を定めております。

附則第5条及び第6条では、改正文第2条における給与表の引き下げ改定に伴い給料が減額となる場合に、従来の給料額を保障する規定を定めるものでございます。

なお、期間については国と同様に、平成29年度いっぱいとして設定いたします。

附則第7条では、改正文第2条による条例第17条の3の改正について、行政不服審査法改正前における対応について、読みかえ規定を定めるものでございます。

附則第8条では、規則への委任を規定するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 千代田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

ただいまから10時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午前10時24分）

再 開 （午前10時40分）

○議長（福田正司君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第12、議案第9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在行っております小学校及び中学校の施設の一般開放につきまして、土曜日の開放時間、

開放施設の名称や屋外照明設備の開放日等を実際の使用に合わせて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、議案第9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に議案第9号資料としまして、新旧対照表を配付してありますので、それによりご説明申し上げます。ご確認をいただければと思います。

右側現行欄を見ていただきますと、開放時間の列で最初にアンダーラインが引いてありますが、土曜日につきまして、午後1時から午後9時までとなっておりますが、左側改正案を見ていただきますと、開放時間の土曜日にアンダーラインが引いてありまして、日曜日や祝日と同様に、午前8時半から午後9時までと改正するものでございます。

現在、小中学校につきましては、完全週5日制となっておりますが、土曜日の午前中に授業があったときのままとなっておりますので、改正するものでございます。

土曜日の開放時間につきましては、各開放施設ごとに同様に、裏のページにわたり改正いたします。

次に、開放施設の名称ですが、右側現行の開放施設の列で2つ目を見ていただきますと、屋内運動場（柔剣道場）（卓球場）とありますが、ご存じのように柔剣道場と卓球場は解体し、武道館として建てかえておりますので、左側改正案のとおり武道館に訂正するものでございます。

次に、裏のページになりますが、右側現行欄の屋外運動場（校庭）の開放時間ですが、平日について午後7時から午後9時までとなっておりますが、左側改正案のとおり他の施設と同様に、午後5時半から午後9時までと改正するものでございます。

左側改正案の開放施設の2つ目に、中学校の特別教室がありますが、これは以前美術室として使用していた特別教室を現在レスリングクラブに一般開放しておりますので、現状に合わせて追加明記するものでございます。

開放施設の最後に、屋外照明設備がありますが、右側現行欄では開放日が4月から11月までとなっておりますが、実際の使用に合わせて左側改正案のとおり、他の施設と同様に、年末年始の休日を除く毎日と改正するものでございます。

最後に、備考につきましては、文言や内容の整理を行ったものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。議案第9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例に関してご質問申し上げます。

改正の趣旨については異議を申し上げるものではございません。ここにある年間登録団体、ここへは「広報ちよだ」、あるいは千代田町のホームページへ掲示するだけではなくて、個別の通知が必要だと思いますが、そのような対策はとってありますか。以上、お伺いします。

○議長（福田正司君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） この年間登録団体というのを最近定めて、年間登録団体というのは、8人以上、8割が町内在住・在勤者としております。その定めておりまして、例えば予約とか優先して、またここに備考欄では屋外照明施設を年間料金2,000円とするということで、あらかじめ年度当初に登録していただいて優遇を図るというものでございます。

ですから、年間登録団体を定めるときには、既存のその団体には通知を出して、こういうふうに定めますので登録してくださいというのは周知しておりますが、改めて登録する場合には、広報とかそういうものになってしまいますので、その辺の周知も検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田正司君） よろしいですか。

[[「はい」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ほかに質問はありますか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町立小学校及び中学校の施設の一般開放に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第13、議案第10号 千代田町奨学資金貸与に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第10号 千代田町奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在奨学資金貸与の要件の一つに、町内に1年以上居住する世帯の子弟であることが定められておりますが、大学等へ進学してからの申請も認めており、本人が独立している場合もありますので、保護者または本人が1年以上居住していることに改正するものでございます。

あわせて大学院への進学も想定して対象に追加し、その他字句の整理を行うものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町奨学資金貸与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第14、議案第11号 千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第11号 千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、過日の全員協議会でご説明いたしましたとおり、温水プールの使用料につきまして、一般の1回当たり300円に対し新たに高齢者の割引料金200円を設定するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

あわせて条例中の別表につきましても、温水プールの表の様式を変更し、現在使用している回数券につきましても明記し、また表の下に備考欄を追加し整理するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第15、議案第12号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第12号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日に施行される改正介護保険法におきまして、居宅サービスである通所介護のうち利用定員が小規模な事業所については、新たに地域密着型通所介護として、地域密着型サー

ビスに位置づけられることなどから、町条例につきまして所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第12号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、平成26年6月25日公布の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、平成28年4月1日に施行される改正介護保険法におきまして、地域密着型サービスに新たに地域密着型通所介護が創設されることとなりました。これにより現在居宅サービスにおける通所介護のうち利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、平成28年4月1日以降、事業所が所在する市町村の住民が利用できる地域密着型通所介護に移行することとなります。

地域密着型サービスの基準につきましては、厚生労働省令の基準に基づき市町村の条例で定めることとなっております。本町におきましても平成25年4月に町条例を施行しておりますが、今般の法改正に伴いまして、地域密着型通所介護の基準を条例で定める必要が生じたものでございます。

また、従前から地域密着型サービスである認知症対応型通所介護につきまして、今般新設する地域密着型通所介護の基準に準じる形で地域との連携のために運営推進会議の設置を新たに義務づけるほか、介護保険法の改正に伴い生じる条項ずれの対応等、所要の改正を行うものでございます。

地域密着型通所介護の基準の内容につきましては、国が定める基準省令と同様の内容とすることといたしまして、町の独自基準といたしましては、基本的に設けてございません。ただし、他の地域密着型サービスの基準と同様に、サービス等の提供に係る記録の保存期間につきましては、国の基準ではサービス提供の完結の日から2年間としておりますが、町の基準では5年間に変更してございます。これにつきましては、介護給付費の返還請求権、その時効が地方自治法の規定によりまして5年とされておりますので、これにあわせまして介護給付の過誤や返還請求に対応できますよう、記録の保存期間につきましても5年間とするものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。ページ右側が現行、左側が改正案となっております。資料1ページをご覧くださいと思います。

目次中、第3章、第4節の次に、第3章の2を設けまして、新たに地域密着型通所介護の基準を第59条の2から第59条の38までにおいて規定するものでございます。

資料2ページをお願いいたします。第14条では、章の新設に伴いまして準用する条項の整理を行うものでございます。

次に、第16条及び資料3ページの第17条では、改正介護保険法の第8条第17項において、地域密着型通所介護の定義が新設することに伴いまして、それ以下の項にずれが生じますために改正するもの

でございます。

第30条第2項及び第54条第2項につきましては、文言を整理するものでございます。

次に、新設の第3章の2でございますが、第1節基本方針では、指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護であります指定地域密着型通所介護の基本方針を定めるものでございます。

資料4ページをお願いいたします。第2節、人員に関する基準では、第59条の3から資料7ページをおめくりいただきまして、上段の第59条の4までにおきまして、従業者及び管理者の配置基準等を定めるものでございます。

続く第3節、設備に関する基準では、食堂や機能訓練室など事業所における設備や備品等に関する基準を定めるものでございます。

資料8ページをお願いいたします。中段の第4節、運営に関する基準でございますが、第59条の6から、続き16ページの第59条の20まで続いております。これは、利用料等の受領に関する事項やサービスの取り扱い方針、運営規定に定めるべき事項、非常災害対策、衛生管理、事故発生時の対応についてさまざまに規定しております。

なお、資料16ページ上段の第59条の19では、記録の整備に関して定めておりますが、同条第2項の本文中に規定しております記録の保存期間につきましては、町独自の基準として5年間と規定をさせていただいております。

次に、資料17ページ上段の第5節では、指定地域密着型通所介護のうち重度の要介護またはがん末期の方で、常時看護師による観察が必要な方を対象とする指定療養通所介護につきまして、第59条の21から27ページまで飛んでいただきまして、第59条の38までにおきまして、この間基本方針、人員基準、設備の基準、運営基準を定めているものでございます。

次に、27ページの中ほどの第60条及び第65条では、文言の整理や項ずれの対応を行うものでございます。

28ページをご覧くださいまして、28ページ中段の第67条から33ページの第80条につきましては、章の新設に伴いまして条項の整理を行うものでございます。

なお、33ページの第79条2項では、第6号を新設しておりますが、これは指定認知症対応型通所介護の基準に指定地域密着型通所介護の基準を準用しまして、運営推進会議の設置を新たに義務づけをするものでございます。会議に関する記録の保存等規定するものも追加するものでございます。

おめくりいただきまして、資料34ページの中段の第87条から最後の第202条まで、これにつきましてはそれぞれ法改正に伴い項ずれの対応、章の新設に伴う条項の整理、そのほか文言の整理等を行うものでございます。

このうち40ページをご覧くださいまして、40ページの中段ですが、第151条第13項につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設と併設されることで生活相談員、栄養士または機能訓練指導員を置かないことができる事業所に指定地域密着型通所介護事業所を追加し、指定介護予防通所介護事業所

を削除するものでございます。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして、議案書の最後のページをお開きいただきまして、条例の最後でございますが、附則といたしまして、第1条では、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

また、附則の第2条では経過措置といたしまして、従前から利用定員が18人以下の小規模通所介護事業所がサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合、平成30年3月31日までの間、宿泊室の設置を猶予する旨を定めているものでございます。

なお、本改正条例に該当する小規模な通所介護、デイサービスでございますが、現在、町内にはございません。県が指定する大きなもののみですが、しかし今後、該当する施設が町内にできるということになりますと、本条例をもちまして指定、あるいは指導ということを対応していきたいと考えてございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 千代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第16、議案第13号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第13号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日に施行される改正介護保険法におきまして、介護予防認知症対応型通所介護について、運営推進会議の設置が義務づけられることなどから、町条例につきまして所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第13号につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、条例改正の背景でございますが、平成26年6月25日公布の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によりまして、改正介護保険法が平成28年4月1日に施行されることとなりました。これに伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者につきまして、先ほど地域密着型サービスの基準条例における指定認知症対応型通所介護の規定と同様に、運営推進会議の設置を新たに義務づけをするというものでございます。

そのほか介護保険法の改正に伴う条項ずれへの対応や準用の整理等所要の改正を行うものでございます。

具体的な改正点につきましては、お手元に配付させていただきました資料、新旧対照表によりご説明させていただきたいと思っております。ページの右側が現行、左が改正案となっております。

資料1ページをご覧くださいまして、第9条、第1項及び第2項では、改正介護保険法の第8条第17項において、地域密着型通所介護の定義が新設されることに伴い、それ以下の項にずれが生じるため、改正するものでございます。

おめぐりいただきまして、資料2ページをお願いいたします。第39条では、改正前第1項及び第2項を2項ずつ繰り下げ、新たに第1項、第2項及び3ページの上段の第5項を新設いたしますが、これにつきましては指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に関しまして、運営推進会議の設置及び6カ月に1回以上の開催を義務づけることなどを規定するものでございます。

次に、第40条第2項では、第6号を新設いたしますが、これにつきましては先ほどの運営推進会議の設置義務に伴いまして、会議に関する記録の保存の規定を追加するものでございます。

第62条から資料5ページの第86条まで、これにつきましては改正に伴います条項や準用の整理を行うものでございます。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして、条例の最後の部分にございますが、附則といたしまして、第1条では、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

また、附則第2条では、経過措置といたしまして、従前から利用定員が18人以下の小規模通所介護事業所がサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に移行する場合、平成30年3月31日までの間、宿泊室の設置を猶予する旨を定めるものでございます。

以上で詳細説明させていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第17、議案第14号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第14号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日より、群馬東部水道企業団において水道事業の経営に関する事務の共同処理をすることに伴い、去る12月議会におきまして、千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてご決定いただきましたので、千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例につきましても、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。第12条、使用料の徴収では、第2項中の「現金納付又は口座振替」を「納

入通知書又は口座振替等」に改め、コンビニでの支払いなど収納環境の整備を行うものであります。

次の第13条、使用料の算定方法では、第2項第1号中に使用水量として規定されていた千代田町給水条例が廃止されたことに伴い、削除するものであります。

なお、附則につきまして、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

○議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第18、議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年6月24日に公布された風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び群馬県信用保証協会の小口資金の保証枠に係る保証協会への出捐金の要請を、平成28年度から当面の間休止する措置により、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が予定されており、連携する町の条例を改正するものであります。

内容につきましては、風俗営業の排除に関する条文に特定遊興飲食店営業の追加と、附則に定める

借りかえ制度と融資延長期間の1年延長及び出捐金の規定を当面の間適用しない旨の条文を追加するものであります。

なお、施行期日につきましては、平成28年4月1日からとして、風俗営業の排除に関する条文については、法律の施行に合わせ、平成28年6月23日からとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第19、議案第16号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第16号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年4月1日より、群馬東部水道企業団において水道事業の経営に関する事務の共同処理をすることに伴い、去る12月議会におきまして、千代田町水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてご決定いただきましたので、千代田町公共下水道条例におきましても所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。第16条の使用料の徴収では、第2項中の「現金納付又は口座振替」を「納

入通知書又は口座振替等」に改め、コンビニでの支払いなど収納環境の整備を行うものであります。

次の第17条、使用料の算定方法では、第2項第1号中に使用水量として規定されていた千代田町給水条例が廃止されたことに伴い、削除するものであります。

なお、附則につきまして、施行日を平成28年4月1日とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第20、議案第17号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第17号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,891万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,883万1,000円とするものであります。

補正の主な内容につきまして申し上げます。まず歳入であります。町税では法人町民税を追加するとともに、地方交付税では普通交付税を追加いたします。

国庫補助金では、民生費国庫補助金において国の補正予算に基づきます臨時福祉給付金等給付事業

費補助金を追加いたします。

また、土木費国庫補助金では、都市計画道路整備事業等に係ります社会資本整備総合交付金を減額いたします。

次に、歳出ですが、年度末ということで全般的に人件費や一般経費及び工事費等を精査し、不用額を減額いたします。

追加額の大きなものにつきましては、総務費の財政調整基金積立金や民生費では国民健康保険事業への繰出金、また歳入でもお話ししました国の補正予算に係ります年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害者福祉費の国庫支出金等精算返還金を追加いたします。

大きく減額となるものでは、民生費の障害者自立支援事業及び保育園管理運営費、衛生費の予防費、土木費では道路新設改良費及び公共下水道費となっております。

また、民生費及び土木費の2件の事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許とするものであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 椎名財務課長。

○財務課長（椎名信也君） それでは、議案第17号につきまして詳細説明を申し上げます。

最初に、補正予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございます。第1項では、予算の総額に追加する補正額を1,891万4,000円と定め、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,883万1,000円とするものであります。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額等を第1表、歳入歳出予算補正によることと規定しておりまして、2ページから6ページをご覧いただきたいと思っております。

次に、第2条の繰越明許費では、7ページの第2表、繰越明許費記載のとおり、民生費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業及び土木費の都市計画道路整備事業の2事業につきまして、年度内の事業実施が困難であることから、新年度へ繰り越しとさせていただきます。

それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明申し上げますが、今回の補正では、年度末を控えての補正となりますので、各課、局におきまして人件費や一般経費及び工事費等を精査し、また国の補正予算の対象事業等の追加がありますことから、全般にわたり減額あるいは追加の処理を行わせていただきました。

11ページ、12ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、歳入でございます。1款町税、1項町民税、2目の法人町民税につきましては、経済が上向きの傾向が見られ増額が見込まれるため、2,000万円を追加いたします。

4項1目町たばこ税では、昨年4月からの納付状況を勘案いたしまして、500万円を減額いたします。

9款1項1目地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付がありましたので、若干ではありますが、増額とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。中ほどの12款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生使用料の1節保育園使用料では、東西保育園の保育料を1,430万7,000円と大きく減額させていただきましたが、主な要因は、本年度より始まりました子ども・子育て支援新制度に伴いまして、町独自の施策である第3子以降保育料の無料化及び保育料等の見直しや実績に基づく精査によりまして減額するものであります。

下段の13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、2節国民健康保険事業特別会計保険基盤安定負担金では、歳出において保険者支援分の増額が見込まれるため、896万8,000円を追加いたします。

また、3節障害者自立支援負担金におきまして、人数やサービス内容等がおおむね確定しましたので、総額で615万3,000円の減額となりました。

次のページをお願いいたします。4節児童手当国庫負担金では、精査の結果増額が見込まれることから392万円を追加いたします。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金の2節臨時福祉給付金等給付事業費補助金では、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者等への支援を踏まえ、また平成28年全般の個人消費の下支えに資するための予算を国の補正予算に基づきまして4,260万5,000円追加いたします。

次に、下段の3目衛生費国庫補助金、1節合併処理浄化槽設置整備事業費補助金では、補助金の追加内示によりまして353万2,000円を追加いたします。

17ページ、18ページをお願いいたします。4目土木費国庫補助金の1節社会資本整備総合交付金になりますが、都市計画費補助金などが確定しましたので、減額するものであります。

下段の14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金の2節国民健康保険事業特別会計保険基盤安定負担金では、歳出におきます保険者軽減分及び保険者支援分の増額見込みによりまして、1,799万9,000円を追加いたします。

19、20ページをお願いいたします。2項県補助金、2目民生費県補助金では、2節福祉医療費補助金から8節障害者自立支援補助金まで、精査によりまして減額とさせていただきます。

飛びまして、23、24ページをお願いいたします。上段の15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入の1節土地建物売払収入では、4カ所の土地売却によりまして125万7,000円を追加いたします。

16款1項寄附金、3目1節ふるさと応援寄附金につきましては82万4,000円の追加といたしました。

25、26ページをお願いいたします。19款諸収入、4項3目3節の雑入では、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金90万3,000円の追加が主なものとなっております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。27、28ページをお願いいたします。歳出では、冒頭申し上げましたとおり、人件費や一般経費、委託料や工事費の入札減などを精査いたしました結果、不用額を減額するものがほとんどであります、主なものにつきましてご説明申し上げます。

最初に、1款議会費の議会運営事業では、会議録作成委託料80万円を減額いたします。

めくっていただきまして、29、30ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中ほどにあります行政改革推進事業では、現行の行政改革大綱を1年延長したことによりまして、行政改革推進委員報酬を24万4,000円減額いたしました。

31、32ページをお願いいたします。4目財産管理費、25節積立金でございますが、財政調整基金積立金に2,507万8,000円を追加いたします。財政調整基金では、当初予算編成時に基金から繰り入れを行っておりますので、今回の補正の余剰分を基金に積み戻しをするものでございます。

最下段の5目企画費、まちづくり推進事業の協働のまちづくり推進事業では、助成金を実績によりまして54万7,000円減額いたします。

次のページ、33、34ページをお願いいたします。中ほどの7目防犯対策費の防犯対策事業では、地区の要望によりまして防犯灯設置工事費30万円を追加させていただきました。

次のページをお願いいたします。2項徴税费、2目賦課徴収費でございますが、賦課費の不動産鑑定評価（路線価）に係ります委託料を171万7,000円減額いたします。

飛びまして、39、40ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の国民健康保険事業でございますが、保険税軽減措置の拡充などによりまして、保険基盤安定繰出金及び一般会計繰出金などを合わせまして8,969万9,000円を追加いたします。

その下になりますが、臨時福祉給付金の年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましては、国の補正予算に基づきますもので、平成28年度へ繰り越しをいたします。

下段の2目障害者福祉費でございますが、一般経費の国庫支出金等精算返還金では3,178万8,000円を追加いたします。これは、平成26年度分の自立支援給付費負担金、障害児入所給付費等負担金及び障害者医療返還金を精算したことによりまして、返還するものでございます。

41、42ページをお願いいたします。障害者自立支援事業では、対象者の人数やサービス内容等がおおむね確定したことによりまして、扶助費などを1,396万2,000円減額いたします。

次のページをお願いいたします。3目高齢者福祉費の中ほど、介護保険事業特別会計繰出金では、介護給付費の見直し等によりまして574万1,000円を減額いたします。

45、46ページをお願いいたします。中ほどの4目医療福祉費の福祉医療事業では、福祉医療費扶助につきまして事業費がおおむね確定いたしましたので、450万円を減額いたします。

47、48ページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の学童保育所管理運営事業では、西学童保育所を現在工事しているところでございますが、完成が遅れていることから借り上げ料、リース料になりますが、これを100万3,000円減額いたします。

次に、2目児童措置費でございます。児童手当支給事業では、児童手当費を143万5,000円減額いたしますが、児童手当の支給額がおおむね確定したことによるものであります。

49、50ページをお願いいたします。4目児童福祉施設費の保育園管理運営費では、東西保育園のパート職員賃金を減額いたしますが、これは保育士を募集いたしました、応募がなかったため減額するものでございます。

51、52ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、予防接種事業やがん検診事業などの委託料などにおきまして、受けられた方々の人数の確定などによりまして全体で1,078万3,000円を減額いたします。

53、54ページをお願いいたします。下段にあります4目環境衛生費の環境衛生事業では、歳入でもお話しさせていただきましたが、浄化槽設置事業費補助金を299万1,000円追加いたします。

55、56ページをお願いいたします。2項清掃費、1目塵芥処理費及び2目し尿処理費では、各組合に係ります負担金を減額いたします。

飛びまして、59、60ページをお願いいたします。下段の6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の一般経費では、陸田組合等補助金を35万円追加いたします。

次のページになりますが、農地整備事業の用排水路等整備事業では、用水路改修工事費を60万円追加いたします。

下段の7款1項商工費、1目商工総務費、一般経費の工事請負費では、桜まつり開催に伴います駐車場整備工事費を44万3,000円追加いたします。

飛びまして、65、66ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費の道路新設改良整備事業では、福島地内の道路を改良する予定でありましたが、事業中止によりまして減額をいたします。

次の都市計画道路整備事業では、国の交付金の減額によりまして3,906万6,000円を減額させていただきました。

飛びまして、69、70ページをお願いいたします。4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、19節負担金、補助及び交付金を285万円減額いたします。これは、木造住宅耐震改修及び民間建築物アスベスト含有調査に係る事業が確定いたしましたことから、減額するものであります。

中段の4目公共下水道費、28節繰出金では、下水道事業特別会計繰出金を1,054万6,000円減額いたします。

飛びまして、73、74ページをお願いいたします。中段にあります10款教育費、1項教育総務費、3目奨学金の21節貸付金では、新規貸与者が少なかったことから75万6,000円を減額いたします。

75、76ページをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費では東小学校施設整備事業の施設改修工事費を414万9,000円追加いたします。これは、現在東小学校学童保育所につきましては、東小学校の空き教室を借用して運営しておりますが、校庭に設置いたしたく校庭の整備工事を実施する

ものであります。

77、78ページにあります3項中学校費、1目学校管理費の学校管理運営事業では、委託料及び工事請負費を減額いたしますが、それぞれ入札等により減額となっております。

大きくめぐっていただきまして、87、88ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目町民プラザ費の町民プラザ施設管理事業では、音響照明等委託料を100万円減額いたします。

飛びまして、91、92ページをお願いいたします。下段にあります6項保健体育費、3目総合体育館・温水プール費の総合体育館・温水プール管理運営事業、また次のページの4目給食センター費の共同調理場施設運営事業では、燃料費が比較的安価であったことから、それぞれ減額をいたします。

飛びまして、95、96ページをお願いいたします。12款1項公債費、2目利子でございますが、長期債利子につきまして当初予算計上額からの変更によりまして、合わせまして458万5,000円を減額いたします。

最後に、14款予備費であります。71万円を減額いたしまして、収支の均衡を図るものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 平成27年度千代田町一般会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第21、議案第18号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第18号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から364万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,260万3,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では国民健康保険税を収入見込み額に基づき減額し、また国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び共同事業交付金につきましては、確定見込みによりそれぞれを減額するものであります。

繰入金につきましては、法定部分は実績見込みに基づき増額となりますが、その他一般会計繰入金では、福祉医療制度実施に伴う削減分としての繰り入れのほか、医療給付費を賄うための財源が確保できないことから、財政支援分として一般会計より財源の繰り入れをお願いするものであります。

次に、歳出ですが、総務費では、年度末精査により増減補正し、保険給付費につきましては支出見込み額に基づき、それぞれを増減補正するものであります。

後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては財源補正を行い、老人保健拠出金、共同事業拠出金では、確定見込みが示されたことにより減額といたします。

また、保健事業費では、事業が終了となりますので減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第18号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、9ページの事項別明細書をご覧くださいと思います。まず、歳入でございしますが、1款1項の国民健康保険税では、各目節とも被保険者数の減少によりまして収入減が見込まれるため、補正するものでございます。

おめぐりいただきまして、10ページ、11ページをお開きください。3款1項の国庫負担金では、事業の実績見込みなどに基づき、今年度の概算交付額を見込みまして減額とさせていただきます。

3款2項1目の財政調整交付金につきましては、市町村間の財政力格差を調整するために交付されるもので、保険給付費額の医療及び所得水準、特別事情等に鑑みまして算定されますが、減額が見込まれるために補正減するものでございます。

また、4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職者の給付状況の実績見込みに基づき減額を行うものでございます。

1枚おめぐりいただきまして、12、13ページをお開き願います。6款1項1目の高額医療費共同事業負担金ですが、県国保連合会へ拠出する負担額に対しまして、国と県が対象経費の4分の1をそれぞれ負担するものですが、実績見込みによりまして増額させていただきます。

また、2目の特定健康診査等負担金につきましては、40歳以上74歳以下の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の事業費に対する基準額の3分の1を国と県が負担するもので、実績見込みに伴い減額するものでございます。

6款2項1目の財政健全化補助金につきましては、町の福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等の削減額の2分の1相当額が補助金として交付されるものですが、増額が見込まれるため追加するものでございます。

また、2目の財政調整交付金では、国保財政の安定化を図るために交付されるものでございますが、実績見込みによりまして減額を行うものでございます。

次の7款1項の共同事業交付金ですが、これは保険者がレセプト1件当たりにつきまして、1日では80万円を超えるもの、2目では1円から80万円までの医療負担に対して交付されるもので、実績見込みによりそれぞれ減額をするものでございます。

おめぐりいただきまして、14ページ、15ページへお進みいただけますでしょうか。9款1項1目一般会計繰入金ですが、1節から5節につきましては、国より一般会計から国保会計に繰り入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入必要額を事業実績見込みにより追加あるいは減額するものでございます。

6節のその他一般会計繰入金ですが、福祉医療制度に伴う国庫負担金削減分、いわゆる福祉ペナルティー分につきまして、2分の1相当額を繰り入れる必要があります。その額が県より提示されましたことから23万8,000円を追加するほか、先ほど町長からお話ございましたとおり、今年度国庫支出金や療養給付費交付金等の歳入が伸びませんで、現状では国保会計の事業収支が赤字になることが予想されますために、財政支援の繰り入れを一般会計よりお願いをいたしたく4,000万円計上させていただきました。

11款1項延滞金加算金の過料と次ページの2項雑入では、交通事故等の保険利用者の求償による第三者行為納付金をそれぞれ見込み額を減額いたしております。

続きまして、18、19ページをお開きいただきまして、歳出でございますが、初めに1款1項の総務管理費及び1款2項の徴税费につきましては、事業精査、または負担金の確定に伴う減額となっております。

また、1枚めくっていただきまして、20ページ中ごろでございますが、1款3項1目運営協議会費ですが、委員報酬の確定により減額するものです。

次に、2款1項療養諸費及び1枚おめぐりいただきまして、22ページから23ページの2款2項高額療養費につきましては、24、25ページに続きます給付費の支出推移を精査いたしまして、減額または追加をさせていただくものでございます。

次の3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、財源補正するものでございます。

5款1項の老人保健拠出金ですが、老人保健制度の清算における経過措置として拠出しております

が、社会保険診療報酬支払基金へ支払う金額が確定となりましたので、減額を行うものでございます。

26、27ページをお開き願います。6款1項1目の介護納付金につきましては、財源補正によるものでございます。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、高額な医療費に対します国保財政の安定化事業ですが、28、29ページに続いておりますが、事業費の拠出見込みによりそれぞれを増減補正するものでございます。

8款1項1目の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、内容を精査いたしまして減額をするものでございます。

1枚めくっていただきまして、8款2項1目の保健衛生普及費ですが、事業終了見込みによりそれぞれ増減補正するものでございます。

32、33ページへお進みいただけますでしょうか。11款1項の償還金及び還付加算金ですが、見込み額に伴いまして追加するものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 平成27年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第22、議案第19号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から513万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,974万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では後期高齢者医療保険料を収入見込み額に基づき減額し、一般会計繰入金並びに受託事業収入につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額いたします。

また、歳出ですが、総務管理費では、年度末精査により減額し、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、負担額が確定したことに伴い減額するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第19号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございしますが、1款1項1目の特別徴収保険料及び2目の普通徴収保険料では、各節とも増減が見込まれるため、それぞれを増減補正するものでございます。

また、2款1項1目の事務費繰入金につきましては、町並びに広域連合への事務費に関する繰入金となっておりますが、事業実績見込みにより減額を行うものでございます。

次に、4款2項1目の雑入ですが、過年度保険料分の歳出還付を行いますと同額を県の広域連合から受け入れをいたしますが、歳出還付の減額が見込まれますので、更正減を図るものでございます。

1枚めくっていただきまして、9ページ、10ページをお開きください。4款3項1目の受託事業収入につきましては、長寿医療健診事業並びに人間ドック助成事業に係る費用を広域連合から受け入れるものですが、実績見込みによりまして減額を行うものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。歳出でございしますが、初めに1款1項の総務管理費及び1款2項の徴収費につきましては、事業精査に伴う減額となっております。

1枚おめくりいただきまして、13、14ページのほうをお開き願いたいと思います。2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、広域連合への共通事務費及び保険料に係る負担金が確定見込みとなりましたので、減額を行うものでございます。

続きまして、3款1項1目の保険料還付金につきましては、被保険者の死亡や所得状況変更などによりまして保険料額に変更が生じた際の還付ですが、見込み額に伴い減額をするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 平成27年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

ただいまから13時まで休憩いたします。

休 憩 （午前 1 1 時 5 9 分）

再 開 （午後 1 時 0 0 分）

○議長（福田正司君） それでは、休憩を閉じて再開をいたします。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第23、議案第20号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第20号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,369万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,079万7,000円とするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳入では、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきまして、歳出における総務費、保険給付費、地域支援事業費の見直しに伴いまして、その財源分をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費では、システム改修に係る電算業務委託料を追加し、認定調査等費を

減額するものであります。

また、保険給付費につきましては、支出見込み額に基づき減額し、地域支援事業費につきましては、年度末精査によりそれぞれ増減補正をするものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 森住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 茂人君） それでは、議案第20号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書7ページ、8ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の第1号被保険者保険料につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額補正に伴いまして、その財源分を減額するものでございます。

3款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の減額補正に伴い国負担分を減額するものでございます。

3款2項2目、3目、5目の地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業における各事業費の減額補正に伴いまして、国補助金を減額するものでございます。

次に、9ページ、10ページをお開き願います。4款1項1目の介護給付費交付金及び2目の地域支援事業支援交付金につきましては、保険給付費また地域支援事業における介護予防事業費及び総合事業費の減額補正に伴い、第2号被保険者負担分として各交付金を減額するものでございます。

次に、5款1項1目の介護給付費負担金につきましては、保険給付費の減額補正に伴い県負担分を減額するものでございます。

次に、5款3項1目から3目までの地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業における各事業費の減額補正に伴いまして、県補助分をそれぞれ減額するものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。7款1項の一般会計繰入金でございますが、1目の介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の減額補正に伴う法定の町負担分を減額し、次の2目及び3目、また2つ飛びまして、6目の地域支援事業繰入金につきましては、地域支援事業における各事業費の減額補正に伴う法定の町負担分をそれぞれ減額するものです。

戻りまして、4目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料を軽減する措置の実施に伴いまして、不足する保険料収入に対して国、県、町でそれぞれ負担し、繰り入れるものではございますが、国、県の負担金の交付決定額に基づきまして、減額を行うものでございます。

5目のその他一般会計繰入金につきましては、職員人件費及び総務費の補正に伴い、職員給与費及び事務費の繰入金を増減補正するものでございます。

13、14ページをお開きをお願いいたします。次に、歳出でございますが、1款総務費、1項1目の一般管理費につきましては、職員人件費の増減補正のほか介護保険事業運営費では、介護保険システムの改修に係る電算業務委託料を追加するものでございます。

1 款 3 項 1 目の認定調査等費につきましては、支出見込み額に基づき印刷製本費、主治医意見書作成手数料、介護認定調査委託料をそれぞれ減額するものでございます。

次に、15、16ページをお開き願います。2 款の保険給付費でございますが、1 項の介護サービス等諸費では、1 目の居宅介護サービス給付費及び5 目の施設介護サービス給付費につきましては、介護報酬の減額改定、この影響等によりまして、支出減が見込まれますことから、それぞれ減額を行うものでございます。

また、2 款 2 項の介護予防サービス等諸費、1 目の介護予防サービス給付費につきましても、同様に実績見込みに基づき減額するものでございます。

17、18ページをお開き願います。次に、4 款の地域支援事業費でございますが、1 項の介護予防事業費では、1 目の二次予防事業費及び2 目の一次予防事業費につきまして、事業終了や支出見込み額の精査により減額をするものでございます。

次に、19、20ページをお開き願います。4 款 2 項の包括支援事業・任意事業費でございますが、1 目の一般管理費では、職員人件費を増減補正いたします。2 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、説明欄の下から4 つ目の生活指導員派遣事業委託料につきましては、この後の3 項 2 目の一般介護予防事業費と予算の組み替えがございまして、追加いたします。

その他の項目及び次の3 目の任意事業費につきましては、事業終了や支出見込み額の精査によりまして、減額を行うものでございます。

21、22ページをお開き願います。4 款 3 項の介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、2 目の一般介護予防事業費では、生活指導員派遣事業委託料につきまして、先ほどの2 項 2 目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費との予算の組み替えにより、減額を行うものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成27年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第24、議案第21号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から712万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,991万4,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、受益者負担金並びに下水道使用料のうち滞納繰り越し分及び交付手数料につきまして、それぞれ追加いたします。

また、県支出金及び繰入金につきましては、事業費がほぼ確定したため減額するものでございます。

次に、歳出ですが、総務費の公共下水道接続促進補助金を減額し、事業費では事業量の確定により各種委託料などを減額し、東毛流域下水道西邑楽処理区の負担金においても減額するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 柿沼環境保健課長。

○環境保健課長（柿沼孝明君） それでは、議案第21号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の事項別明細書によりご説明申し上げますので、7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入でございます。1款分担金及び負担金でございますが、2項負担金、1目受益者負担金につきましては、右側説明欄にありますとおり292万5,000円を追加いたします。これは、公共ますを設置した場合1件当たり15万円の負担金をいただいておりますが、この負担金15万円につきましては原則1年度当たり5万円ずつ3年で納めていただくものでございますが、これを前納していただいた世帯が多かったことから、大きく追加をしたものでございます。

めくっていただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。4款県支出金、1項県補助金、1目の下水道費県補助金につきましては、公共下水道整備事業補助金を40万円減額いたします。この40万円を減額する内訳でございますが、下水道管渠整備に係る事業量の追加によりまして60万円を追加いたしますが、公共下水道への接続促進を図るため、県より交付される排水設備工事補助金につきましては、30件分を見込み計上しておりましたが、交付見込みによりまして20件分100万円を減額す

ることから、補正額につきましては40万円の減となるものでございます。

次の5款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、歳出における公共下水道費及び流域下水道費などにおきまして、国県補助金、受益者負担金及び下水道使用料等の充当財源が確保できましたので、1,054万6,000円を減額するものでございます。

最後に、下段の8款町債でございますが、補助分及び単独分の事業費が確定したことから、補助分及び単独分それぞれ同額を増減額いたしました。

めくっていただきまして、11ページ、12ページをお願いいたします。続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、313万9,000円を減額いたします。主な要因につきましては、右側説明欄下から2段目にございます公共下水道接続促進補助金につきましては、先ほど歳入の説明でも申し上げましたが、公共下水道への接続促進を図るため、30件分の千代田町公共下水道接続促進補助金を計上し、交付を行っておりますが、今年度約10件分の申請が見込まれることから20件分、300万円を減額いたします。

下段の2款事業費、1項公共下水道費でございますが、1目管渠整備費及び2目管渠管理費合わせまして155万3,000円を減額いたします。主な要因につきましては、事業量の確定によりまして、12ページから14ページの説明欄に記載がありますように、郵送料及び各種委託料を減額いたします。

13ページ、14ページの下段、2項の流域下水道費、1目負担金でございますが、西邑楽処理区の建設事業負担金及び維持管理負担金の精算によりまして負担金額が確定いたしましたので、242万8,000円を減額するものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 平成27年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第25、議案第22号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的支出及び資本的支出の各増額を行うものであります。まず、収益的支出は、既定の支出予定総額に163万9,000円を増額し、2億7,414万8,000円とし、資本的支出は、既定の支出予定額に607万円を増額し、1億6,926万7,000円とするものです。

補正内容につきましては、収益的支出における原水及び給配水費並びに総係費の増額のほか、消費税の減額を行うものです。

また資本的支出につきましては、配水施設整備費及び浄水施設整備費について増額を行うものとなります。

詳細につきましては建設水道課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第22号につきまして詳細説明を申し上げます。

7 ページ、明細書をご覧くださいと思います。初めに、収益的支出でございます。1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び給配水費の修繕費でございますが、配水管の漏水修理工事に対します増額補正となります。

次に、3 目総係費において給料及び手当につきましては、実績に対する増額を行うほか、法定福利費につきましては、職員共済組合負担金の減額に伴う減額となります。

次に、2 項営業外費用、3 目消費税でございますが、収益的支出及び資本的支出の増額に伴い、仮払消費税が増額することにより、納付消費税が減額することに対する減額補正となります。

8 ページをお願いいたします。資本的支出でございます。初めに、1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目配水施設整備費負担金でございますが、平成28年度群馬東部水道企業団で実施予定の交付金事業に対し、広域全体事業分の設計業務を一括で委託し、うち構成団体の費用負担分となりますが、千代田町地内施工分の延長修正等内容が確定したことによる増額補正となります。

次に、3 目浄水施設整備費でございますが、瀬戸井地内第3 浄水場取水井戸における流量計の老朽化に伴う計器の更新及び同じく瀬戸井地内第4 浄水場消毒用次亜塩素素注入器の老朽化に伴う更新費用

の増額補正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第22号 平成27年度千代田町水道事業会計補正予算（第4号）について、原案どおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（福田正司君） 起立全員であります。
よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号、議案第24号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） お諮りをいたします。

この際、日程第26、議案第23号及び日程第27、議案第24号について関連がありますので、一括議題
といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第26、議案第23号 町道路線の廃止について、日程第27、議案第24号 町道路線の認
定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 議案第23号 町道路線の廃止について並びに議案第24号 町道路線の認定に
ついて、以上2議案を一括いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、萱野地内、ふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田西側の商業用地造成工事に伴い、4路
線につきまして道路法に基づく路線の廃止並びに6路線の認定を行いたく議会の議決を求めるもので
ございます。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 議案第23号、議案第24号につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料の封筒の中に、道路網図を用意してございますので、ご覧いただきたいと思います。廃止と認定の2種類がございますので、初めに廃止の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

町道3-121号線 萱野字上沼 権現地内、町道3-145号線 萱野字上 稲荷地内、町道3-150号線 萱野字権現 子ノ宮地内及び町道3-151号線 萱野字下 権現地内の4路線につきましては、ふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田西側の商業用地造成に伴いそれぞれ路線延長や幅員に変更が生じたため、一旦廃止をするものでございます。

次に、認定の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に認定する路線名が記載してございますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

先ほど一旦廃止をしました町道3-121号線、町道3-145号線、町道3-150号線及び町道3-151号線の4路線につきまして、路線延長や幅員を改め、現地に即した形で町道認定をするものでございます。

また、町道3-436号線及び町道3-437号線、いずれも萱野字権現地内の2路線につきましては、ふれあいタウンちよだ、ジョイフル本田西側の商業用地造成に伴い新設された路線の路線延長及び幅員について、町道認定をするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、議案第23号及び議案第24号の案件について、1件ずつ処理をいたします。

まず、議案第23号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

次に、議案第24号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[[なし]と云う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福田正司君） 日程第28、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

書記に諮問書を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、人権擁護委員であります家中節子氏の任期が平成28年6月30日をもって満了することから、法務大臣に対し再度、家中節子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

家中節子氏におかれましては、その行動力と豊かな識見を有し、積極的に人権擁護の職務にご尽力をいただいておりますことから、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり適任者として町長が推薦することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案どおり適任者として決定されました。

○議案第25号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（福田正司君） お諮りいたします。

日程第29、議案第25号から日程第33、議案第29号まで一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第29、議案第25号 平成28年度千代田町一般会計予算、日程第30、議案第26号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第31、議案第27号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第32、議案第28号 平成28年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第33、議案第29号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算、以上5件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（福田正司君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） ただいま一括上程されました平成28年度千代田町一般会計予算及び各特別会計予算につきまして、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

国の平成28年度予算規模を示す一般会計予算総額は、前年度当初と比較して0.4%増の96兆7,218億円となり、当初予算としては過去最大となりました。

新規国債の発行額が34兆4,320億円で、2年連続で30兆円台となったものの、平成28年度末の国と地方を合わせた長期債務残高は1,000兆円を超えており、依然として厳しい財政状況が続いております。

地方財政の状況につきましては、平成28年度地方財政計画によりますと、地方全体の財源不足額が5兆6,063億円となっており、地方税の増収等により減少したものの、その大半を臨時財政対策債で賄う見通しであり、地方財政は依然として厳しい状況が見込まれております。

一方で、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行えるよう地方交付税については、前年度当初と比較して0.3%減にとどめることで、地方の財源を確保することとしています。

次に、本町の財政状況に目を向けますと、財政運営の健全性は保たれておりますが、少子高齢化に伴う経常経費の自然増に加え、公共施設等の老朽化対策などが大きな課題であり、依然厳しい財政運営となることが予想されます。

こうした中で編成しました平成28年度予算については、町の将来像である「人と自然がふれあう元気で豊かなまちよだ」の実現に向けた事業の展開を図りつつ、徹底した経常経費の削減及び積極的な財源の確保を行い、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するとともに、国が進める地方創生に係る各種事業に積極的に取り組み、千代田町の将来へのステップとなる予算編成となりました。

それでは、会計ごとにご説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ47億1,500万円で、前年度に比べ2億5,900万円、5.8%の増といたしました。

歳入では、法人町民税において景気の回復基調を反映しておりますが、町税全体としては若干の減収を見込みました。

地方消費税交付金につきましては、国の地方財政計画において、前年度比6.5%増としていますが、平成27年度の交付実績において前年度と比較して伸びが大きいことなどから、大幅な増加を見込みました。

依存財源の中心となります地方交付税につきましては、国の地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費が引き続き確保されたことや、平成27年度の交付実績から普通交付税の増加を見込みました。

なお、歳出に対しまして不足する額につきましては、財政調整基金等を取り崩し財源としたほか、交付税の振りかえ財源としての臨時財政対策債や各種事業債を借り入れることで、収支の均衡を図ったものであります。

次に、歳出であります。新規事業を中心としまして、分野ごとに説明を申し上げます。

最初に、「地方創生」分野になりますが、「千代田町総合戦略」では4つの基本目標として「新しい雇用環境の創出」、「定住・移住促進」、「結婚・子育て支援」、「人の交流促進」を掲げ、関連する各分野の重点施策を展開してまいります。

「福祉」分野では、新たに高齢者や障害者の方に対し、公共交通機関による移動費用の補助及び歩行補助用電動車等の購入補助の実施や子育て支援拡充のための西保育園ゼロ歳児保育室等の園舎増築工事を行います。

「教育」分野では、特色ある学校づくりができるよう学校ICT推進事業やALT派遣事業の充実により教育環境を整えるとともに、西小学校南校舎渡り廊下外壁改修工事、町民体育館アリーナ床等改修工事、温水プール外壁塗装工事などを実施いたします。

「交通・防災」分野では、千代田町地域防災計画の改定を実施いたします。また、新たに空き家等実態調査を行い、良好な住環境の維持保全に努めるとともに、犯罪の抑止を目的として、主要な通学路に防犯カメラを設置いたします。

「環境・保健衛生」分野では、母子保健事業において、少子化対策の一環として不妊治療費助成事業の拡充を図るとともに、新たに「産後ケア事業」も実施し、一人でも多くの赤ちゃんを無事に出産していただけるようサポートいたします。

「都市基盤」分野では、国事業において瀬戸井取水口堤防に河川敷内への坂路が新設されることから、その接続する町道部分の拡幅工事を実施します。幹線道路である都市計画道路整備事業につきましては、良好な居住環境の確保のため引き続き実施いたします。

「産業振興」分野では、地域の農地利用を最適化する「農地中間管理事業」や区画拡大等の農地整備を行う「農業基盤整備促進事業」を引き続き進めてまいります。

そのほか、各分野において既存事業を引き続き実施するなど、行政全般にわたり鋭意取り組んでまいります。

以上、平成28年度一般会計予算に係る提案理由及び所信の一端を申し上げましたが、冒頭申し上げましたとおり、国においては厳しい財政状況が続いておりますので、地方財政も同様の状況にあります。

本町の予算においても、基金の取り崩しや起債の借入による財源確保ということで、厳しい状況は変わっておりません。

しかしながら、置かれた状況の中で、粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図り、将来にわたり持続可能な財政構造を構築するための予算とさせていただきます。

次に、各特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、国民健康保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ16億5,693万2,000円で、前年度に比べ4,035万6,000円、2.5%の増といたしました。

国民健康保険事業を取り巻く動向としましては、雇用環境の改善や短時間労働者への社会保険適用拡大により、町国保の被保険者数は減少しております。しかし、一方で、医療費は依然として高い水準で推移しております。

歳入につきましては、国民健康保険税を被保険者数の減少及び応益分国税軽減の判定基準の引き下げによる影響により減額を見込んでおります。

歳出につきましては、年々伸び続ける事業費を可能な限り抑制するため、特定健診の受診率向上に向けた対策を強化するとともに、平成28年度は「健診」、「医療」、「介護」の各種データを利活用した

的確な保健指導にも取り組む予定であります。

今後、加入者がいつでも安心して適切な医療が受けられるように、持続可能な安定した制度運営を目指してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億80万3,000円で、前年度に比べ300万円、2.9%の減といたしました。

歳入につきましては、保険料を6,061万円の微減、また歳出につきましても、広域連合への納付金を9,200万6,000円の微減といたしました。今後も制度の周知を図りながら、加入者が安心して十分な医療が受けられるように、関係機関と連携の上、安定した制度運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ9億3,265万9,000円で、前年度に比べ3,745万3,000円、3.9%の減といたしました。

本年3月からこれまでの予防給付のうち訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」として開始する予定であります。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者の状況に応じたさまざまな介護予防や生活支援のためのサービスを提供できるよう、町の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでまいります。

最後に、下水道事業特別会計予算でございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億9,476万5,000円で、前年度に比べ2,618万1,000円、9.7%の増といたしました。

平成28年度も引き続き、赤岩2区地内及び舞木16区地内の未整備地区において、サービス管の整備を進め、供用開始区域を拡大するとともに、事業認可の変更を行い、下水道整備区域についても拡大を図る予定であります。

下水道整備には、膨大な資金と期間が必要となりますので、事業の早期完了を目指し、厳しい財政事情を考慮した、効率的な事業の推進を図ってまいります。

以上、各会計における予算につきまして、ご説明を申し上げます。

今後も町の発展と活性化のため、厳しい条件の中ではありますが、第五次総合計画に定めた将来像の実現に向かって事業の展開を図るとともに、地方創生に係る各種事業に積極的に取り組み、人口減少に歯どめをかけるよう取り組んでまいりたいと思います。

新年度の取り組みにつきましてご理解をいただきますとともに、本町発展のため、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます、提案理由の説明及び所信の一端とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田正司君） 町長の説明が終わりました。

ここでお諮りをいたします。予算の審査につきましては、前もって協議しましたように、議員全員の委員で構成する特別委員会を設置して審査したいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、12名全員による特別委員会を設置しまして、審査していただくよう決定いたしました。

名称につきましては、平成28年度予算審査特別委員会ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、名称は、平成28年度予算審査特別委員会ということで決定いたしました。

次に、特別委員会の委員長、副委員長の選任ですが、議長指名ということで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議がないようですので、議長から指名いたします。

委員長には、5番、金子議員、副委員長には、4番、襟川議員を指名いたします。

ただいま特別委員会が設置されたわけですが、上程されている案件5件は、一括して特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、一括して特別委員会に付託することに決定いたしました。

審査につきましては、この会期中の3日間で実施していただくようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、審査は会期中の3日間で実施していただくことに決定いたしました。

○次会日程の報告

○議長（福田正司君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから25日まで休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） ご異議なしと認めます。

よって、25日まで休会といたします。

なお、あす19日金曜日は総務文教常任委員会、22日月曜日は福祉産業常任委員会、23日火曜日は平成28年度予算審査特別委員会をそれぞれ全員協議会室において午前9時から開会いたしますので、よろしくお願いたします。

○散会の宣告

○議長（福田正司君） 本日は以上をもって散会いたします。
大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 1時47分）

平成28年第1回千代田町議会臨時会

議事日程（第2号）

平成28年2月26日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第25号 平成28年度千代田町一般会計予算
議案第26号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第27号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号 平成28年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第29号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	福田正司君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	坂本道夫君
財務課長	椎名信也君
住民福祉課長	森茂人君
環境保健課長	柿沼孝明君

兼会長 局長 委員 課長 業務 局長 兼 事務 局長	野村真澄君
建設水道課長	石橋俊昭君
管理課長 會計課 兼 會計課	加藤政一君
局長 委員 局長 局長 局長 局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	安西菜月
書記	大谷英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(福田正司君) おはようございます。本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回千代田町議会臨時会2日目の会議を開きます。

○議案第25号～議案第29号の委員長報告、討論、採決

○議長(福田正司君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1に挙げられております議案第25号から議案第29号までの案件については、本臨時会初日の2月18日に予算審査特別委員会を設置して審査を付託している案件であります。お手元に配付のとおり、審査が終了した旨の報告が来ておりますので、委員長より一括して報告させていただきます。

特別委員長、金子議員。

[予算審査特別委員長(金子孝之君)登壇]

○予算審査特別委員長(金子孝之君) 委員長報告を申し上げます。

予算審査報告。

平成28年第1回千代田町議会臨時会において、本特別委員会に付託を受けた事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、千代田町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名、議案第25号 平成28年度千代田町一般会計予算、議案第26号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 平成28年度千代田町介護保険特別会計予算、議案第29号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算。

2、審査経過、付託年月日、平成28年2月18日。審査年月日、平成28年2月23日・24日。

3、審査結果、議案第25号から議案第29号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(福田正司君) ただいま一括して委員長より報告がありました。

本案件は12名全員による特別委員会では審査されておりますので、委員長への質疑を省略し、これより1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(福田正司君) ご異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

初めに、議案第25号 平成28年度千代田町一般会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 平成28年度千代田町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第26号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成28年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成28年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第28号 平成28年度千代田町介護保険特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第28号 平成28年度千代田町介護保険特別会計予算について、委員長報告は可決であります。

委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第29号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算について討論に入ります。

最初に、反対討論はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（福田正司君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 平成28年度千代田町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（福田正司君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告どおり可決されました。

以上で、今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（福田正司君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

○町長（大谷直之君） 平成28年第1回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には、今月18日の開会以来、本日までの9日間にわたり、平成28年度一般会計予算を初めご提案申しあげました全ての案件につきまして、原案どおりご決定賜り厚くお礼を申し上げます。

私の最後の予算編成としてここに成立を見ました平成28年度予算は、財政と人口規模の両面において、本町が将来にわたり自主・自立的な行政運営ができる町であり続けるための重点施策を網羅した内容となっております。

予算の執行につきましては、次の町政を担う方に委ねることとなりますが、この予算をベースとして、自己の公約の具現化と目指すべき町の将来像が実現されるよう、心から願うものでございます。

また、来月1日には、現在の議員構成で最後の定例会も予定されております。一般質問では、議員各位からいただく政策的なご提言に対し、誠実な答弁に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（福田正司君） 以上をもちまして平成28年第1回千代田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉 会 （午前 9時09分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成28年 月 日

千代田町議会議長 福 田 正 司

①署名議員 坂 部 敏 夫

②署名議員 襟 川 仁 志